

別表 1

業務の区分	回数	項目
労働安全衛生法施行令（昭和 47 年政令 318 号。以下「令」という。）第 23 条第 1 号、第 2 号又は第 12 号の業務	6 カ月に 1 回	<ol style="list-style-type: none"> 1 業務の経歴の調査 2 血尿、頻尿、排尿痛等の他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査 3 血尿、頻尿、排尿痛等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査 4 尿中の潜血検査 5 尿沈渣^さ検鏡の検査 6 尿沈渣^さのパパニコラ法による細胞診の検査 7 前各号の調査又は検査の結果に基づき、医師が必要と認める者については、膀胱鏡^{ぼうこう}検査、腹部の超音波による検査、尿路造影検査等の画像検査
令第 23 条第 3 号の業務（じん肺管理区分が管理 2 の者に限る。）	年に 1 回	<ol style="list-style-type: none"> 1 粉じん作業についての職歴の調査及びエックス線写真（直接撮影による胸部全域のエックス線写真をいう。以下同じ。）による検査 2 エックス線写真による検査の結果、じん肺の所見があると診断された者のうち、原発性肺がんにかかっている疑いがないと
令第 23 条第 3 号の業務（じん肺管理区分が管理 3 の者に限る。）	年に 1 回	<p>診断された者以外の者については、医師が必要と認める場合、胸部らせん C T 検査及び喀痰^{かくたん}細胞診</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 粉じん作業についての職歴の調査及びエックス線写真（直接撮影による胸部全域のエックス線写真をいう。以下同じ。）による検査 2 胸部に関する臨床検査及び肺機能検査。ただし、肺機能検査については、エックス線写真による検査の結果、一側の肺野の三分の一を超える大きさの大陰影（じん肺によるものに限る。）があると認められる者、結核精密検査の結果、肺結核にかかっていると診断された者並びにエックス線写真による検査、胸部に関する臨床検査及び肺

		<p>結核以外の合併症に関する検査の結果、じん肺の所見があり、かつ、肺結核以外の合併症にかかっていると診断された者を除く。</p> <p>3 エックス線写真による検査及び胸部に関する臨床検査の結果、じん肺の所見があると診断された者のうち、肺結核にかかっており、又はかかっている疑いのある者については結核精密検査</p> <p>エックス線写真による検査及び胸部に関する臨床検査の結果、じん肺の所見があると診断された者のうち、原発性肺がんにかかっている疑いがないと診断された者以外の者については、医師が必要と認める場合、胸部らせんCT検査及び^{かくたん}喀痰細胞診</p> <p>エックス線写真による検査及び胸部に関する臨床検査の結果、じん肺の所見があると診断された者のうち肺結核及び原発性肺がん以外の合併症にかかっている疑いがあると診断された者(肺結核及び原発性肺がん以外の合併症に関する検査を受けることが医師により必要であると認められた者に限る。)については、肺結核及び原発性肺がん以外の合併症に関する検査</p> <p>ただし、エックス線写真に一侧の肺野の三分の一を超える大きさの大陰影(じん肺によるものに限る。)があると認められる者を除く。</p>
<p>令第 23 条 第 4 号の業 務</p>	<p>6 カ月に 1 回</p>	<p>1 業務の経歴の調査</p> <p>2 たん、せき、胸痛、鼻腔、皮膚等^{くう}の他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査</p> <p>3 たん、せき、胸痛、鼻腔、皮膚等^{くう}の他覚症状又は自覚症状の有無の検査</p> <p>4 エックス線写真(直接撮影による胸部全域のエックス線写真をいう。)による検査</p> <p>5 前各号の調査又は検査の結果に基づき、</p>

		<p>医師が必要と認める者については、特殊な撮影法による胸部のエックス線写真による検査、^{かくたん}喀痰の細胞診、気管支ファイバースコーピー検査若しくは気管支鏡検査(医師が必要と認める場合には、生検及び病理学的検査)又は皮膚の病理学的検査</p>
<p>令第 23 条 第 5 号の業務</p>	<p>6 カ月に 1 回</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 業務の経歴の調査 2 せき、たん、口内炎、下痢、便秘、体重減少、知覚異常、皮膚等の他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査 3 たん、せき、^{くう}食欲不振、体重減少、知覚異常、鼻腔、皮膚等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査 4 エックス線写真(直接撮影による胸部全域のエックス線写真をいう。)による検査 5 前各号の調査又は検査の結果に基づき、医師が必要と認める者については、肝機能検査、赤血球系の血液検査、尿中の^ひ砒素化合物(砒酸、^ひ亜砒酸又はメチルアルソン酸に限る。)の量の測定、特殊な撮影法による胸部エックス線写真による検査、^{かくたん}喀痰の細胞診、気管支ファイバースコーピー検査若しくは気管支鏡検査(医師が必要と認める場合は、生検及び病理学的検査)又は皮膚の病理学的検査
<p>令第 23 条 第 6 号の業務</p>	<p>6 カ月に 1 回</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 業務の経歴の調査 2 たん、せき、胸痛、食欲不振、皮膚等の他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査 3 たん、せき、胸痛、皮膚等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査 4 エックス線写真(直接撮影による胸部全域のエックス線写真をいう。)による検査 5 前各号の調査又は検査の結果に基づき、医師が必要と認める者については、特殊な撮影法による胸部エックス線写真による検査、^{かくたん}喀痰の細胞診、気管支ファイバース

		コピー検査若しくは気管支鏡検査(医師が必要と認める場合は、生検及び病理学的検査)又は皮膚の病理学的検査
令第23条 第7号の業務	6カ月に1回	<ol style="list-style-type: none"> 1 業務の経歴の調査 2 たん、せき、胸痛、体重減少等の他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査 3 たん、せき、胸痛、体重減少等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査 4 エックス線写真(直接撮影による胸部全域のエックス線写真をいう。)による検査 5 前各号の調査又は検査の結果に基づき、医師が必要と認める者については、特殊な撮影法による胸部エックス線写真による検査、喀痰<small>かくたん</small>の細胞診、気管支ファイバースコピー検査若しくは気管支鏡検査(医師が必要と認める場合は、生検及び病理学的検査)
令第23条 第8号の業務	6カ月に1回	<ol style="list-style-type: none"> 1 業務の経歴の調査 2 乾性せき、たん、咽頭痛<small>いん</small>、のどのいらいら、胸痛、胸部不安感、息切れ、動悸<small>いき</small>、息苦しさ、倦怠感<small>けん</small>、食欲不振、体重減少等の他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査 3 乾性せき、たん、咽頭痛<small>いん</small>、のどのいらいら、胸痛、胸部不安感、息切れ、動悸<small>いき</small>、息苦しさ、倦怠感<small>けん</small>、食欲不振、体重減少、皮膚等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査 4 肺活量の測定 5 エックス線写真(直接撮影による胸部全域のエックス線写真をいう。)による検査 6 前各号の調査又は検査の結果に基づき、医師が必要と認める者については、胸部理学的検査、肺換気機能検査、肺拡散機能検査、心電図検査、尿中若しくは血液中のベリリウム量の測定、皮膚貼付試験又はヘマトクリット値の測定

<p>令第 23 条 第 9 号の業 務</p>	<p>6 カ月に 1 回</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 業務の経歴の調査 2 乾性せき、たん、胸痛、鼻汁、鼻出血、嗅覚脱失、副鼻腔炎、鼻ポリープ、皮膚等の他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査 3 乾性せき、たん、胸痛、鼻汁、鼻出血、嗅覚脱失、副鼻腔炎、鼻ポリープ、頸部等のリンパ腺の肥大、皮膚等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査 4 エックス線写真(直接撮影による胸部全域のエックス線写真をいい、左右いずれかの側面から撮影した写真を含む。)による検査 5 前各号の調査又は検査の結果に基づき、医師が必要と認める者については、特殊な撮影法による胸部エックス線写真による検査、喀痰の細胞診、気管支ファイバースコピー検査若しくは気管支鏡検査(医師が必要と認める場合は、生検及び病理学的検査)、頭部のエックス線写真による検査、血液検査(血液像を含む。)、リンパ腺の病理組織学的検査又は皮膚の病理組織学的検査
<p>令第 23 条 第 10 号の業 務</p>	<p>6 カ月に 1 回</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 業務の経歴の調査 2 頭痛、めまい、耳鳴り、全身倦怠感、易疲労感、食欲不振、不定の上腹部症状、黄疸、黒色便、手指の蒼白、肝疾患、疼痛等の他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査 3 頭痛、めまい、耳鳴り、全身倦怠感、易疲労感、不定の上腹部症状、黄疸、黒色便、手指の疼痛、肝又は脾の腫大等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査 4 肝機能検査(血清ビリルビン、GOT、GPT、AL-p) 5 エックス線写真(直接撮影による胸部全域のエックス線写真をいう。)による検査

		<p>6 前各号の調査又は検査の結果に基づき、医師が必要と認める者については、血小板数、γ-GTP、ZTT、ICG、LDH若しくは血清脂質の検査、特殊な撮影法による胸部のエックス線写真による検査、肝若しくは脾のシンチグラムによる検査又は中枢神経系の神経医学的検査</p>
<p>令第23条 第11号の 業務</p>	<p>6カ月に1回 (右欄第5号 の①に該当し 実施する、特 殊な撮影法に よる胸部エッ クス線写真に よる検査につ いては原則年 1回)</p>	<p>1 業務の経歴の調査 2 石綿によるせき、たん、息切れ、胸痛等の他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査 3 せき、たん、息切れ、胸痛等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査 4 エックス線写真(直接撮影による胸部全域のエックス線写真をいう。)による検査 5 前号の検査の結果、次のいずれかに該当し、医師が必要と認めるときは、特殊な撮影法による胸部エックス線写真による検査 ① 石綿による、びまん性胸膜肥厚、石灰化胸膜プラーク等の陰影により、異常な陰影(石綿肺による線維増殖性の変化によるものを除く。以下同じ。)が読影しづらい場合(両肺野に石綿による不整形陰影がある場合を除く。) ② 異常な陰影がある場合 6 前二号の検査の結果、異常な陰影がある場合で、医師が必要と認めるときは、喀痰の細胞診又は気管支ファイバースコープ検査若しくは気管支鏡検査(医師が必要と認める場合は、生検及び病理学的検査)</p>

<p>令第 23 条 第 13 号の 業務</p>	<p>6 カ月に 1 回</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 業務の経歴の調査 2 悪心、嘔吐、黄疸、体重減少、上腹部痛等の他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査 3 悪心、嘔吐、黄疸、体重減少、上腹部痛等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査 4 肝機能検査（血清総ビリルビン、GOT、GPT、γ-GTP、AL-P） 5 前各号の調査又は検査の結果に基づき、医師が必要と認める者については、腹部の超音波による検査等の画像検査、CA19-9等の血液中の腫瘍マーカーの検査
<p>令第 23 条 第 14 号の 業務</p>	<p>6 カ月に 1 回</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 業務の経歴の調査 2 血尿、頻尿、排尿痛等の他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査 3 血尿、頻尿、排尿痛等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査 4 尿中の潜血検査 5 尿沈渣検鏡の検査 6 尿沈渣のパパニコラ法による細胞診の検査 7 前各号の調査又は検査の結果に基づき、医師が必要と認める者については、膀胱鏡検査、腹部の超音波による検査、尿路造影検査等の画像検査